

介護保険

住宅改修費支給の手引き

目 次

介護保険住宅改修早見表.....	1p
介護保険住宅改修費支給制度について	2p～4p
介護保険住宅改修受領委任払について	5p
介護保険住宅改修手続きのながれ	6p
住宅改修事前申請書類について	7p～14p
住宅改修費支給申請書類について	15p～19p

住宅改修早見表

	必要な書類		書類を準備・作成される方		ページ数
	事前申請	事後申請	ケアマネ 及び家族	住宅改修 施工業者	
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払用）		○	○		15～16p
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）※1		○	○		15～16p
住宅改修が必要な理由書	○	○ 変更なければ必要なし	○		7～9p (19p)
見積書及び内訳書	○			○	10～11p
完成工事内訳書		○		○	19p
平面図	○			○	10p
改修（予定）箇所の写真	○	○		○	12～13p (19p)
受領委任払の承諾書※1	○		○		12p
住宅所有者の承諾書	○		○		14p
ケアプラン	○		○		14p
部品等のカタログの写し	○			○	14p
生活保護担当者へ提出した書類の写し※2	○		○		14p
工事完了確認書		○	○		19p
領収書		○		○	19p

※1 受領委任払を利用する場合に、必要な書類です。

※2 被保険者が生活保護受給者の場合、必要な書類です。

介護保険住宅改修費支給制度について

1 介護保険住宅改修費支給制度とは

要介護・要支援認定を受けている被保険者が心身や住宅の状況等から住宅改修が必要になった場合、対象要件を満たした住宅改修にかかる費用の7割から9割を助成するもの。

2 給付対象となる住宅改修工事の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。手すりの取付けのための壁の下地補強も対象になります。

※ 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象です。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差、または傾斜を解消するために敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げるなどの工事が対象です。

また、浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置も対象となります。

※ 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこについては「福祉用具購入費」の支給対象になります。また、階段昇降機や段差解消機・リフトなどの機器を設置する工事は対象外です。

(3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。床材の変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤整備も対象です。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、扉の撤去、開き戸の左右開き勝手を変える工事、ドアノブの変更、戸車の設置も対象になります。

また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は対象外です。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置は除きます。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが（理由書に必要な理由を記入してください）、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

3 対象要件

宇城市の被保険者であり、以下の要件を満たす方が、住宅改修を実施した場合に対象となります。
手続きせずに、着工した場合は、原則的に支給対象になりませんので、注意してください。

- ① 要介護認定を受けており、認定有効期間内である。
- ② 介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住している住宅である。
- ③ 介護保険施設または医療機関を退所・退院している。
- ④ 改修内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されている。

※ 受領委任払制度を利用する場合は要件が異なります。5 ページ目を参照ください。

4 支給について

(1) 支給限度基準額

申請上限額 20 万円

(1割負担の場合の内訳：介護保険給付上限額 18 万円、自己負担額 2 万円)

申請上限額 20 万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することもできます。

また、要介護状態区分が 3 段階以上 (※下表 1 参照) 重くなった場合や転居した場合については、申請上限額 20 万円の再度の利用が認められます。

※表 1

初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分	3 段階以上上がった要介護状態区分
要支援 1 又は経過的要介護 旧要支援(第一段階)	要介護 3 (第四段階) 要介護 4 (第五段階) 要介護 5 (第六段階)
要支援 2 又は要介護 1 (第二段階)	要介護 4 (第五段階) 要介護 5 (第六段階)
要介護 2 (第三段階)	要介護 5 (第六段階)

(介護の必要の程度の段階)

(2) 支給方法

住宅改修の保険給付は、被保険者にいったん費用の全額を支払っていただき、申請により、保険給付対象費用内で原則 9 割分が払い戻される「償還払い方式」と、被保険者が保険給付分の受領を施工業者に委任することにより、被保険者は施工業者に負担割合に応じた額を支払い、保険給付分を市から直接施工業者へ支払う「受領委任払い方式」があります。

※ 受領委任払制度を利用する場合は、5 ページ目を参照ください。

5 留意事項

(1) 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築 (新たに居室を設けるなど)、または、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合や、便所の拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

（２）介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について

要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、緊急を要する場合は、認定申請後、事前申請を行うことは可能ですが、認定が非該当になった場合は支給できません。

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。また、一時帰宅のための住宅改修は支給対象外となります。

（３）一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。

そのため、介護保険の被保険者証に記載されていない住所地で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

（４）家族等が自ら行う住宅改修について

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。

添付する完成工事費内訳書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。

（５）ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように申請します。

（６）有料老人ホーム入所者の居室内の住宅改修について

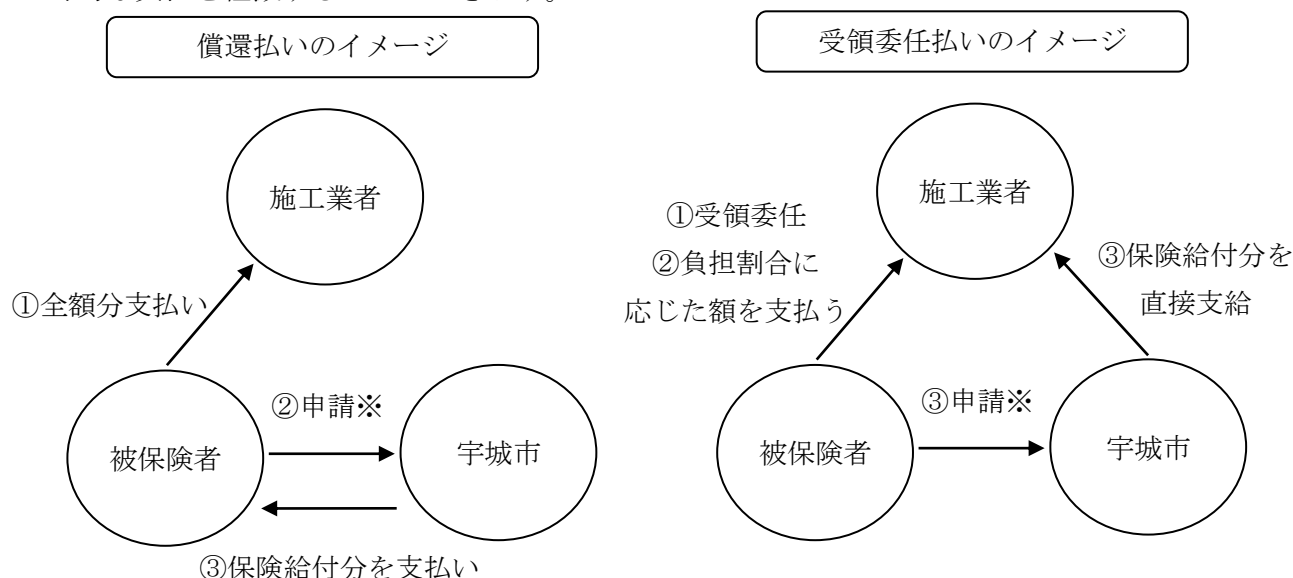
有料老人ホームの居室部分（専用部分に限る。老化等の共用部分は除く。）は制度上、住宅改修は可能ですが、有料老人ホームの居室は高齢者の利用に適したものとなっているはずなので、一般的には想定していません。

ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取付など）が必要な場合は、住宅改修の支給対象になることもあります。

介護保険住宅改修費受領委任払について

1 受領委任払とは

被保険者が保険給付分の受領を施工業者に委任することにより、利用者は施工業者に負担割合に応じた額を支払い、保険給付分を市から直接施工業者へ支払うものです。これにより、被保険者の一時的な負担を軽減することができます。



※この場合の「申請」は、住宅改修着工後の申請を指しています。事前申請についてはこの図では省略しています。

2 対象要件

(1) 施工業者

住宅改修の受領委任払を利用する場合は、「宇城市介護保険住宅改修受領委任払事業者」に登録された施工業者（以下「受領委任払登録事業者」という。）による住宅改修でなければなりません。

別表の宇城市介護保険住宅改修受領委任払事業者一覧を参照ください。

(2) 被保険者

宇城市の被保険者であり、以下の要件を満たす方が、受領委任払を利用できます。

- ① 被保険者証に、支払い方法変更や保険給付一時差止め、給付減額の記載がない。
(40～64歳の2号被保険者も含む。)
- ② 介護保険料（徴収する権利が消滅した介護保険料を含む。）の滞納がない。
- ③ 介護保険施設に入所中又は医療機関に入院中でない。

3 留意事項

住宅改修の受領委任払を利用する被保険者は、受領委任払登録事業者へ住宅改修に係る支給の申請及び受領に関する権限を委任することを示す「宇城市介護保険住宅改修受領委任払承諾書（以下「受領委任払承諾書」という。）」に必要事項を記入して渡し、受領委任払登録事業者はその受領委任払承諾書を確認したうえで宇城市へ提出してください。

介護保険住宅改修手続きのながれ

1 相談

対象要件を満たす被保険者は、介護支援専門員等に相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。
なお、工事内容などについては、十分にご検討ください。

2 施工業者の選定

施行業者を選定し、施行業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等を依頼します。

※ 受領委任払を利用する場合は、選択できる施工業者が決まっているので注意してください。

3 事前申請（6 p～13 p 参照）

次の書類を提出し、事前申請します。書類の提出を介護支援専門員等に依頼することもできます。

- ① 住宅改修が必要な理由書
- ② 見積書及び内訳書
- ③ 平面図
- ④ 改修予定箇所の写真（写真の内側に日付の入っているもの）
- ⑤ 受領委任払の承諾書（受領委任払を利用する場合）
- ⑥ 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者本人以外の場合）
- ⑦ ケアプラン（他にサービスの利用がなく、住宅改修のみの場合は不要）
- ⑧ 部品等のカタログの写し

4 事前申請の承認

事前申請書類の不備がなければ一旦書類を預かり、審査後、電話連絡で承認します。

※ 事前承認決定後であっても、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額、施行業者等が変更になった場合は、すみやかに連絡してください。

5 工事の着工・完了、工事費の支払い

上記4の事前申請の承認後に改修工事を実施し、工事が完了した後に代金を施工業者に支払い、領収書を受け取ります。

6 支給申請（14 p～16 p 参照）

次の書類を提出し、住宅改修費を支給申請します。書類の提出は介護支援専門員等に依頼できます。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払用又は受領委任払用）
- ② 住宅改修が必要な理由書（変更がなければ必要なし）
- ③ 工事完了確認書
- ④ 領収書（宛名は被保険者本人）
- ⑤ 完成工事費内訳書
- ⑥ 住宅改修箇所の写真（写真内に日付が表示されていること）

7 支給申請書類の審査、決定、支給

受理した支給申請書類を審査し、問題が無ければ支給決定後に、「住宅改修費支給決定通知」を償還払いの場合は申請者（被保険者）に、受領委任払いの場合は施工業者宛に送付します。

住宅改修費は、申請書に記載された金融機関口座に振り込みます。

申請から支給決定まで、およそ2～3ヵ月程度かかります。

住宅改修事前申請書類について

◎ 住宅改修工事の**着工前**に必要な書類とともに提出します。

1 理由書 【8～9 pを参照】

(1) 基本情報

- ① **利用者** … 被保険者番号、生年月日、性別、氏名、住所は介護保険被保険者証に記載されている内容を、年齢及び要介護認定は作成日現在の内容を記載します。
- ② **作成者** … 現地確認日、作成日、事業所、氏名、連絡先を記載します。理由書の作成者が介護支援専門員でない場合は資格も記入します。

※ 理由書の「作成者」は、次のいずれかに該当する有資格者です。

- ・ 介護支援専門員または地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者
- ・ 福祉住環境コーディネーター2 級以上
- ・ 理学療法士及び作業療法士

(2) 総合的状況

- ① **利用者の身体状況** … 現在の身体状況を記載します。立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記載します。屋内及び屋外での移動方法（自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用等）を記載します。
- ② **介護状況** … 家族状況、主な介護者を含む介護状況を記載します。
- ③ **住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか** … 利用者・家族は日常生活（介護状況・日常生活動作・社会参加等）をどう変えたいか（特に何を希望しているか）。また、その効果を記載します。
- ④ **福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定** … 「改修前」には現在の利用状況、「改修後」には住宅改修後で想定される福祉用具の利用状況をチェックします。介護保険給付外の用具、自費で購入した用具についても「その他」欄に名称を記入しチェックします。

(3) 改修項目

- ① **改善をしようとしている生活動作** … 現状の改善を必要とする動作についてチェックします。今回改修の対象でない項目についてはチェックの必要はありません。「その他の活動」欄には記載の項目以外の活動の生活動作を記載します。
- ② **①の具体的な困難な状況** … 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状がどのように困難なのか、具体的に記載します。
- ③ **改修項目・期待効果、改修のコメント** … 上記①②を記入し、現状の問題点をふまえた上で、改修の目的の項目をチェックします。困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を具体的に記載します。
- ④ **改修項目（改修箇所）** … 決定された改修内容の項目をチェックし、記載します。改修箇所は、場所だけではなく、取り付け箇所、本数まで記載します。

記載例

住 宅 改 修 が 必 要 な 理 由 書

〈基本情報〉

利用 者	被保険者 番号	999999999	年齢	○歳	生年月日	明治 大正 昭和	○年	○月	○日	性別	■男 □女
	被保険者 氏名	宇城 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援		要介護					
				1	2	経過的	①	2	3	4	5
	住所										

作 成 者	現地確認日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	作成日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	所属事業所	〇〇〇居宅介護支援事業所		
	資 格 (作成者が介護支援 専門員でないとき)			
	氏名	介護 花子		
	連絡先	0964-**-****		

保 険 者	確認日	平成 年 月 日	評 価 欄	
	氏名			

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	改修前		改修後	
平成〇〇年〇月に自宅の内廊下で転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。入院し、人口骨頭置換術後、〇月〇〇日に退院。 室内はゆっくりではあるが、杖を使用して歩行可能だが、見守りが必要である。 長距離の歩行はできないので、屋外は車いすを使用する。	●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●その他 ・ ・ ・ ・	■ □ □ □ □ □ ■ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □	■ □ □ □ □ □ ■ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ □ □		
妻と長男家族4 人との6 人暮らし。 夜間の排泄にはポータブルトイレを、入浴時には、浴槽台とシャワーチェアをそれぞれ使用している。					
自宅のトイレで排泄したい。 外出に関しては、妻や長男家族の援助を受けることとするが、今後は通所リハビリテーションやデイサービスを利用していきたい。 住宅改修の実施によって、排泄の自立を第一目標とする。 さらに外出時の負担軽減を図り、外出機会の増加を検討していくことを介護者は希望している。 住宅改修により、 利用者等は日常生活を どう変えたいか					

住宅改修が必要な理由書

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようと している生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている) を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	☒ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☒ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他()	寝室からトイレへの移動は伝い歩きでなんとか可能。 右膝に痛みが生ずることあり。 寝室及びトイレ敷居と廊下に2センチの段差があり、それにより 躓きやすくなっている。 現在は和式便器を使用しており、便座からの立ち座り及び衣 服の着脱はつかまるところがないため困難。 特に立ち上がり動作に苦慮している。	☒ できなかったことをできる ようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☒ 手すりの取付け (トイレ L字型 1本) (浴槽及び廊下 横 1本) ☒ 段差の解消
入浴	☐ 浴槽までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴槽出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 浴槽内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) ☒ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他()	下肢に痛みが生ずるうえ、筋力低下によるふらつきがある。 浴槽の出入りの際、つかまる所が無いので、本人及び介護者 は不安あり。	☐ できなかったことをできる ようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☒ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	(寝室、トイレの敷居撤去) () ☐ 引き戸等への扉の取替え () ()
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☒ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☒ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの 屋外移動 ☐ その他()	上がりかまちに35cmの段差があり、介助がないと昇降できな いので困っている。	☒ できなかったことをできる ようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☒ 便器の取替え (和式から洋式へ取り換え) () ☐ 滑り防止等のための床材の変更 ()
その他の活動			☐ できなかったことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ その他 () () () ()

2 見積書及び内訳書（または完成工事費内訳書）【11pを参照】

(1) 事前申請時は施工予定の工事（支給申請時には実際に行われた工事）について、適正に費用を算出します。

(2) 「介護保険制度の対象工事」と「対象外」との区分がわかるように算出します。

※ **住宅の老朽化や機器の故障、リフォーム等を理由とした工事は対象外となります。**

また、対象となる工事の種類の中でも保険者が被保険者の心身の状況等の理由から必要であることを認めた工事が対象になります。

工事内容が保険給付の対象であるかどうか不明な場合には、改修内容を検討する際に介護支援専門員等へ確認します。

(3) 部屋毎・部位別に改修工事名称、内容（製造業者・品番・規格・形状等）、数量・単位・単価を記載し、直接工事費を算出します。

(4) 上記の既製品類の単価は定価ではなく、実際の取引価格により算出します。

(5) 材料費・施工費（工賃等）・諸経費に分けて算出します。

なお、材工一式による算出については、釘や接着剤等の数量や区分の内訳が困難な場合に限ります。

たとえば、「手すり 一式 〇〇万円」や「スロープ 一式 〇〇万円」という記載のみで、材料費や施工費の内容が確認できない場合は、認められません。

※ **諸経費には、現場管理费用や設計費等が含まれます。**

申請に必要な書類作成費（平面図や写真代等）や申請代行手数料等の費用は支給の対象となりません。

(6) 平面図に記載している改修箇所がわかるように表示します。

(7) 被保険者本人、その家族等が自ら住宅改修を行う場合は、材料費のみの内訳を記載します。

※ **事前申請時に添付する見積書類及び工事終了後に添付する内訳書類の様式は任意ですが、上記の記載があること、住宅改修を実施する被保険者の氏名や住所等の記載があること、書類作成の業者名または氏名、所在地、連絡先等の必要事項を記載・押印してある書式のものを提出してください。**

3 平面図

(1) 改修箇所と内容（寸法を含む）が記載された図面を添付します。

(2) 部屋名などの標記は、「住宅改修が必要な理由書」、「見積書」、「住宅改修箇所の写真」など各書類において統一したものを使用します。

(3) 改修箇所については、「見積書」、「住宅改修箇所の写真」など、添付書類との関連がわかるようにします。

(4) 住宅改修を行う被保険者名を平面図へ記載します。

記載例

改修の箇所・種類ごとに区分して記載してください。

金額の算出根拠については、できるだけわかりやすく記載をお願いします。不明な点はお尋ねすることがあります。

住宅改修費内訳書

様式・住

行う工事の詳細

介護保険対象部分の工事の詳細

利用者氏名：宇城 太郎

部屋名	部 分	名 称	内 容（仕様）	数 量		単 価	金 額	対 象 部 分			住宅改修 の種類	算 出 根 拠
								数 量		金 額		
玄関	壁	手すり	ストレート丸棒クリヤー32	0.8	m	〇〇〇	△△△	0.8	m	△△△	①	定価□□□円×0.8
			金具 エンドブラケット	2	ヶ	〇〇〇	△△△	2	ヶ	△△△		定価□□□円×0.8
			手すり取付工賃（ねじ止め）	2	カ所	〇〇〇	△△△	2	カ所	△△△		ねじ止め1カ所：〇〇〇円
廊下	床	木製スロープ	木材 L=90×90×400	1	m	〇〇〇	△△△	1	m	△△△	②	定価□□□円×0.8
			建材 構造用合板	4	枚	〇〇〇	△△△	4	枚	△△△		定価□□□円×0.8
			スロープ取付工賃	0.5	日	〇〇〇	△△△	0.5	日	△△△		大工手間〇〇〇円/日
トイレ	便器	洋式便器への取替	〇〇製?? ウォシュレット 一体型洋式便器	1	台	〇〇〇	△△△	1	台	△△△	⑤	別紙カタログ〇〇製??
			給排水設備工事	1	式	〇〇〇	△△△	1	式	△△△		
			電気配線工事	1	式	〇〇〇	△△△					
			紙巻き器	1	台	〇〇〇	△△△					
			便器取替工賃	2	人	〇〇〇	△△△	2	人	△△△		大工手間〇〇〇円/日×2人
			諸経費	1	式	〇〇〇	△△△	1	式	△△△		設計費等
			小計				△△△			△△△		
			消費税				△△△			△△△		
			合計				□□□			□□□		

品番、型番等の記載があればなお良いです。

計算は正確をお願いします。

※住宅改修の種類

①＝手すりの取付け、②＝床段差の解消、③＝滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、④＝引き戸等への扉の取替え、⑤＝洋式便器等への便器の取替

見積りまたは内訳書を作成した事業所等を記載してください。

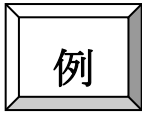
〇〇〇建築 ⑨
〒000-0000
〇〇市□□町0丁目1-2
電話：0000-00-0000

4 住宅改修箇所の写真【13pを参照】

- (1) 写真は、内側に日付の入ったものを使用します。
日付機能がないカメラの場合は、撮影の日付を記入した黒板等を使用します。
その際、黒板等で改修箇所が隠れないように注意します。
- (2) 住宅改修する場所は、改修前と改修後が比較できるように同じアングルで写真を撮影します。写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影しても構いません。
- (3) 手すりの取付位置、施工範囲、便器の取付位置などの改修内容を朱色等で写真上に表示します。
- (4) 段差の場合は、凸部が確認できる写真を、床面が低い方向から撮影します。
また、段差解消の場合は、段差にメジャーをあてて撮影してください。
- (5) 改修箇所が明確に確認できるように撮影します。
改修箇所が写真で確認できない場合等には、写真の撮り直しによる書類の差し替えが必要になりますのでご注意ください。

5 受領委任払の承諾書

- (1) 受領委任払登録事業者もしくは介護支援専門員等は、宇城市介護保険住宅改修費受領委任払承諾書を宇城市へ提出します。
- (2) 宇城市は書類を確認し、住宅改修を実施する被保険者が対象要件に当てはまるか確認します。
当てはまらない場合は償還払になるので、被保険者及び書類を提出された方へ電話等で連絡します。



様式・住5

写真台紙（ 1 / 5 ）

日付の確認ができ、施工箇所全体がわかる写真に限る

（施工前）

写真 2011/12/8	（撮 影 日）
	H23 . 12 . 8
	（備 考）
	トイレ
	手すり設置

（施行後）

写真 2011/12/15	（撮 影 日）
	H23 . 12. 15
	（備 考）
	トイレ
	手すり設置

6 住宅所有者の承諾書

- (1) 住宅改修を実施する被保険者と当該住宅の所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾が必要です。（諸事情により、事前に提出ができない場合は、事後申請時でもかまいません。）
- (2) 市営住宅の場合は、宇城市役所都市整備課住宅係に別途届出が必要です。詳しくは担当課にお尋ねください。

7 ケアプラン

住宅改修以外にもサービス利用がある場合は、住宅改修の計画が記載されているケアプラン(1表～3表)を添付してください。住宅改修のみの利用の場合は不要です。

8 部品等のカタログの写し

対象となる改修工事に係る材料費のうち、機器類（建具・便器・ユニットバス等）については、定価の表示があるカタログ類等の写しの当該品の箇所にマーキングしたものを添付します。

オーダー品の場合は、設計図等のオーダー品の詳細がわかるものを添付します。

9 生活保護担当者へ提出した書類の写し

住宅改修を実施する被保険者が生活保護受給者の場合は、生活保護担当者の事前の承認が必要です。承認後に、上記1～8の書類に併せて、生活保護担当者へ提出した書類の写しも添付します。

※ 住宅改修が大規模な工事になり、介護保険の限度額を超える場合、住宅改造助成事業を申請することができます。

詳しくは、宇城市高齢介護課高齢者支援係までお尋ねください。

住宅改修費支給申請書類について

◎ 住宅改修工事の完了後に必要書類とともに提出します

1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書

【償還払用】

被保険者氏名 … 被保険者の氏名を記載します。

被保険者番号 … 介護保険被保険者証の被保険者番号を記載します。

生年月日 …… 被保険者の生年月日を記載します。

性別 …… 被保険者の性別を囲みます。※必須ではないため空欄でも可です。

住所 …… 被保険者の住所及び電話番号を記載します。（住宅改修する住宅の所在地が介護保険被保険者証に記載された住所と同一であることが必要です。）

住宅の所有者 … 住宅の所有者氏名と被保険者との関係を「本人との関係」欄に記載します。また、住宅の所有者と被保険者が異なる場合は承諾書が必要です。

改修の内容・個所及び規模 … 改修内容や工事箇所を記載します。

業者名 …… 施工業者名を記載します。（本人及び本人と家族等が個人で施工する場合は、氏名と続柄を記載します。）

着工日 …… 住宅改修の着工日を記載します。

完成日 …… 住宅改修の完了日を記載します。

改修費用 …… 住宅改修にかかった費用を記載します。

日付 …… 申請年月日を記載します。

住所 …… 申請者の住所を記載します。

氏名 …… 申請者の氏名を記載します。

印 …… 申請者が記名されない場合は押印します。

電話番号 …… 申請者の電話番号を記載します。

◆口座振込依頼欄

金融機関 …… 申請者名義の振込先口座の金融機関を記載します。銀行、金庫、組合の該当する名称を囲み、金融機関コード及び店舗コードを記入します。

種目&口座番号 … 該当する種目を囲み、振込先の口座番号を右詰めで記入します。

口座名義人 …… 口座名義人の氏名及びフリガナを記入します。

※ 留意事項

・文字や数字を訂正する場合は、必ず訂正印等を用いて、訂正してください。

・「口座名義人」が、被保険者以外の場合、委任状が必要です。
（申請時に本人死亡の場合は、委任状は必要ありません。）

記載例

様式・住1

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ	ウキ タロウ	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
被保険者氏名	宇城 太郎	個人番号										
生 年 月 日	明・大・昭 9 年 9 月 9 日生	性 別	男 ・ 女									
住 所	〒999-9999 宇城市松橋町大野85 番地 電話番号 0964-99-9999											
住宅の所有者	宇城 次郎 本人との関係（子）											
改修の内容・ 箇所及び規模	玄関 手すり 1本	業者名	〇〇建築									
	廊下 段差解消 1カ所	着工日	平成 23 年 12 月 9 日									
	トイレ 洋式便器への取替	完成日	平成 23 年 12 月 15 日									
改 修 費 用	〇〇〇〇〇円											
宇城市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 平成 23 年 12 月 19 日 住所 宇城市松橋町大野85 番地 申請者 氏名 宇城 太郎 電話番号 0964-99-9999 ※本人の手書きしない場合は、記名押印してください。												

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 〇 〇 信金・信連 信組・労金	△ △ 支 店 所	種目	口 座 番 号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	9	9	9	9	9	9	9	
	9 9 9 9	9 9 9	2 当座預金								
			3 その他								
	ゆうちょ銀行		の								
フリガナ 口座名義人	ウキ タロウ 宇城 太郎										

【 受領委任払用 】

被保険者氏名 … 被保険者の氏名を記載します。
被保険者番号 … 介護保険被保険者証の被保険者番号を記載します。
生年月日 …… 被保険者の生年月日を記載します。
住所 …… 被保険者の住所及び電話番号を記載します。（住宅改修する住宅の所在地が介護保険被保険者証に記載された住所と同一であることが必要です。）
住宅の所有者 … 住宅の所有者氏名と被保険者との関係を「本人との関係」欄に記載します。また、住宅の所有者と被保険者が異なる場合は承諾書が必要です。
改修の内容・個所及び規模 … 改修内容や工事箇所を記載します。
業者名 …… 施工業者名を記載します。（本人及び本人と家族等が個人で施工する場合は、氏名と続柄を記載します。）
着工日 …… 住宅改修の着工日を記載します。
完成日 …… 住宅改修の完了日を記載します。
改修費用 …… 住宅改修にかかった費用を記載します。
日付 …… 申請年月日を記載します。
住所 …… 申請者及び事業者の住所を記載します。
氏名 …… 申請者の氏名を記載します。
名称 …… 事業者の名称を記載します。
代表者氏名 …… 事業者の代表者氏名を記載します。
印 …… 申請者が記名されない場合は押印します。
電話番号 …… 申請者及び事業者の電話番号を記載します。

◆口座振込依頼欄

金融機関 …… 事業者名義の振込先口座の金融機関を記載します。銀行、金庫、組合の該当する名称を囲み、金融機関コード及び店舗コードを記入します。
種目&口座番号 … 該当する種目を囲み、振込先の口座番号を右詰めで記入します。
口座名義人 …… 口座名義人の氏名及びフリガナを記入します。

※ 留意事項

- ・文字や数字を訂正する場合は、必ず訂正印等を用いて、訂正してください。
- ・「口座名義人」が、被保険者以外の場合、委任状が必要です。
（申請時に本人死亡の場合は、委任状は必要ありません。）

記載例

様式第23号の2(第21条関係)										様式住2										
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受任払用)																				
フリガナ	ウキ タロウ				被保険者番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0				
被保険者名	宇城 太郎				個人番号		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9				
生年月日				年 月 日																
住所	〒999-9999 熊本県宇城市松橋町大野85番地 電話番号 99-9999																			
住宅の所有者	宇城 花子 本人との関係(妻)																			
改修の内容・ 箇所及び規模	玄関 手すり 1本				業者名		〇〇〇〇事業者													
	廊下 段差解消 1カ所				着工日		H9年 9月 9日													
	トイレ 洋式便器への取替				完成日		H9年 9月 9日													
改修費用	10,000 円																			
宇城市長 様 上記のとおり関係書類を添えて、当該申請書に基づく居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書及び給付費の受領に関する一切の権限を下記の事業者委任します。 H9年 9月 9日 住所 熊本県宇城市松橋町大野85番地 申請者 氏名 宇城 太郎 電話番号 99-9999 ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。																				
(受任者記入欄:住宅改修施工業者) 私は上記被保険者からの委任を受け、宇城市から支給される上記支給申請書内容に基づく居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。なお、給付費の受領に当たっては、下記の金融機関へ口座振り込みをお願いします。 H9年 9月 9日 住所 熊本県宇城市〇〇町〇〇番地 事業者 名称 〇〇〇〇事業者 代表者氏名 宇城 次郎 電話番号 88-8888 ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。																				
注意 ・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作製した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。 ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。																				
口座振込 依頼欄	銀行・農協 宇城〇〇				本店 支店 出張所		種目		口座番号											
	信用金庫 信用組合				金融機関コード		店舗コード		1 普通預金		9	9	9	9	9	9				
							2 当座預金													
							3 その他													
	ゆうちょ銀行				フリガナ		ウキ ジロウ													
口座名義人				18		宇城 次郎														

2 理由書

- (1) 事前申請と変更がなければ添付する必要はありません。
- (2) 理由書の内容の変更は原則ないものと思われていますが、変更があれば記載し、提出してください。

3 住宅改修工事完了確認書

居宅介護支援専門員が、住宅改修工事が完了したことを確認し、証明してください。

4 領収書

- (1) 宛名は**被保険者の方の氏名**が記載されている場合が支給の対象となります。（姓のみ、上様等は不可）
- (2) 額面は被保険者が施工業者又は受領委任払登録事業者へ支払った金額を記載します。
住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含んだ金額でも差し支えありませんが、その場合は、添付する完成工事の内訳書類において、介護保険制度の住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるようにしてください。

5 完成工事費内訳書

【10～11pを参照】

上記「4 領収書」の住宅改修に要した費用の内訳について、介護保険制度の支給対象となる内容がわかるように、実際に工事を行った箇所、内容、規模等を明記し、適切に材料費、施工費、諸経費等を区分したものとします。

6 住宅改修箇所の写真（住宅改修後）

【12～13pを参照】

便所、浴室、廊下等のそれぞれの箇所ごとに、住宅改修前の写真との整合性を図るように住宅改修終了後の状況及び撮影日がわかる写真を添付してください。